第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車) 7-125 臨時乗車定員 8-125 臨時乗車定員 (1) 地方運輸局長は、路線を定めて定期に運行する旅客自動 [審査事項なし] 車運送事業用自動車 (保安基準第53条の乗車定員が30人 以上のものに限る。) について、同条の乗車定員のほか、 その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を附 して、臨時乗車定員を定めることができる。(保安基準第 54条第1項関係) (2) (1) の臨時乗車定員は、座席定員と 7-49 (1) 後段の規 定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計を超 えないものでなければならない。 この場合において、立席定員は、立席面積の合計を 0.14m2で除した整数値とする。(保安基準第54条第2項関 係、細目告示第82条関係、細目告示第160条関係) (3) 保安基準第53条第2項の規定は、(1) の臨時乗車定員に

ついて準用する。(保安基準第54条第3項関係)